

新潟市自家用天然ガス採取規制条例（昭和44年10月8日条例第39号）

最終改正：平成17年9月30日条例第103号

改正内容：平成17年9月30日条例第103号

○新潟市自家用天然ガス採取規制条例

昭和44年10月8日条例第39号

改正

平成4年3月27日条例第19号

平成12年10月2日条例第72号

平成16年12月24日条例第120号

平成17年9月30日条例第103号

新潟市自家用天然ガス採取規制条例

（この条例の目的）

第1条 この条例は、本市の区域内における自家用天然ガス（鉱業法（昭和25年法律第289号）第7条第1号に掲げる営利を目的としないで、単に一家の自用に供する可燃性天然ガスのうち水溶性のものをいう。以下同じ。）の採取を規制することにより、地盤沈下の防止を図ることを目的とする。

（採取の禁止）

第2条 何人も本市の区域（平成17年3月21日から廃された新津市、小須戸町、横越町及び岩室村の区域を除く。）内において自家用天然ガスを採取してはならない。

（立入調査等）

第3条 市長は、この条例を実施するため必要があると認めるときは、職員をして自家用天然ガス採取施設のある土地又は建物に立ち入り必要な調査を行なわせ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により、職員が立入調査を行なうときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（監督処分）

第4条 市長は、第2条の規定に違反している者に対し、自家用天然ガス採取の禁止を命じ、これに応じない者については当該自家用天然ガス採取施設の撤去その他必要な措置を命ずるものとする。

（罰則）

第5条 第2条の規定に違反して自家用天然ガスの採取をした者は、10万円以下の罰金に処する。

2 第3条第1項の規定による立入調査を正当な理由なく拒否した者は、2万円以下の罰金又は料りに処する。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に規則で定める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、昭和45年1月1日から施行する。

（関係条例の廃止）

2 新潟市自家用天然ガス採取規制条例（昭和42年新潟市条例第34号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例施行の際、現に旧条例第4条又は附則第2項の規定により許可を受け、又は届出をして、自家用天然ガスの採取をしている者は、自家用天然ガスの採取に使用されている採取管（地下に埋設されている部分に限る。）が老朽化等により使用に耐えなくなるまでの間は、第2条の規定にかかわらず、自家用天然ガスを採取することができる。この場合において、旧条例第6条から第9条までの規定はなおその効力を有する。

（黒埼町の編入に伴う特例）

4 黒埼町の編入の際、現に黒埼町自家用天然ガス採取規制条例（昭和40年黒埼町条例第14号。以下「黒埼

町条例」という。)の規定に基づき自家用天然ガスを採取している者は、自家用天然ガスの採取に使用されている採取管(地下に埋設されている部分に限る。)が老朽化等により使用に耐えなくなるまでの間は、第2条の規定にかかわらず、自家用天然ガスを採取することができる。この場合において、平成14年12月31日までの間、黒埼町条例第4条及び第5条の規定は、旧黒埼町区域に限り、なおその効力を有する。

(合併に伴う特例)

5 白根市、豊栄市、亀田町、西川町、味方村、潟東村、月潟村及び中之口村の編入の際、現に白根市自家用天然ガス採取規制条例(昭和38年白根市条例第31号。以下「白根市条例」という。)、豊栄市自家用天然ガス採取規制条例(昭和41年豊栄市条例第25号)、亀田町自家用天然ガス採取規制条例(昭和44年亀田町条例第23号)、西川町自家用天然ガス採取規制条例(昭和43年西川町条例第24号)、味方村自家用天然ガス採取規制条例(昭和38年味方村条例第13号。以下「味方村条例」という。)、潟東村自家用天然ガス採取規制条例(昭和44年潟東村条例第8号)、自家用天然ガス採取規制条例(昭和38年月潟村条例第12号)又は中之口村自家用天然ガス採取規制条例(昭和41年中之口村条例第14号)の規定に基づき自家用天然ガスを採取している者は、自家用天然ガスの採取に使用されている採取管(地下に埋設されている部分に限る。)が老朽化等により使用に耐えなくなるまでの間は、第2条の規定にかかわらず、自家用天然ガスを採取することができる。この場合において、平成19年3月31日までの間、白根市条例第4条から第9条までの規定は編入前の白根市の区域に限り、味方村条例第4条から第9条までの規定は編入前の味方村の区域に限り、なおその効力を有する。

(巻町の編入に伴う特例)

6 巻町の編入の際、現に巻町自家用天然ガス採取規制条例(昭和41年巻町条例第26号。以下「巻町条例」という。)の規定により自家用天然ガスを採取している者は、自家用天然ガスの採取に使用されている採取管(地下に埋設されている部分に限る。)が老朽化等により使用に耐えなくなるまでの間は、第2条の規定にかかわらず、自家用天然ガスを採取することができる。この場合において、平成19年3月31日までの間、巻町条例第3条から第10条までの規定は、編入前の巻町の区域に限り、なおその効力を有する。

附則(平成4年条例第19号)

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

附則(平成12年条例第72号)

この条例は、平成13年1月1日から施行する。

附則(平成16年条例第120号)

この条例は、平成17年3月21日から施行する。

附則(平成17年条例第103号)

この条例は、平成17年10月10日から施行する。